

設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年1月8日

設楽町長 土屋 浩

令和8年設楽町条例第2号

設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の  
一部を改正する条例

(設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成17年設楽町条例第47号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の172.5」を「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第2条 設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(設楽町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 設楽町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成17年設楽町条例第51号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の172.5」を「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改め

る。

第4条 設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員条例」という。)及び第3条の規定による改正後の設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の特別職条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の議員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員条例の規定による期末手当の内払とみなす。

第3条 改正後の特別職条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職条例の規定による期末手当の内払

とみなす。

設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年設楽町条例第47号）新旧対照表

【第1条関係】

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、設楽町職員の給与に関する条例（平成17年設楽町条例第53号）第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、設楽町職員の給与に関する条例（平成17年設楽町条例第53号）第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

【第2条関係】

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、設楽町職員の給与に関する条例（平成17年設楽町条例第53号）第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、設楽町職員の給与に関する条例（平成17年設楽町条例第53号）第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とする。</p>

設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年設楽町条例第51号）新旧対照表

【第3条関係】

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、設楽町職員の給与に関する条例(平成17年設楽町条例第53号)第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とし、同条第5項において町長が規則で定めることとされている事項については、別に町長が規則で定めるものとし、また、町長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、設楽町職員の給与に関する条例(平成17年設楽町条例第53号)第20条第2項中「<u>100分の125</u>」 _____とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」 _____とし、同条第5項において町長が規則で定めることとされている事項については、別に町長が規則で定めるものとし、また、町長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。</p>

【第4条関係】

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、設楽町職員の給与に関する条例(平成17年設楽町条例第53号)第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」 _____とあるのは、「<u>100分の175</u>」 _____とし、同条第5項において町長が</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、設楽町職員の給与に関する条例(平成17年設楽町条例第53号)第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とし、同条第5項において町長が</p>

規則で定めることとされている事項については、別に町長が規則で定めるものとし、また、町長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。

規則で定めることとされている事項については、別に町長が規則で定めるものとし、また、町長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。